

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起き立の翌日)  
に當る日は、  
休日は、  
令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十一年九月三日  
鳥取県知事 平林鴻三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
増田耳鼻咽喉科医院	倉吉市宮川町二五六の四 倉吉市新町三丁目 一一七八	昭和五十一年八月十八日
松 田 医 院	東伯郡羽合町大字久留 一四二の四 西伯郡岸本町大殿 字北上一木一〇八六	"

足 立 医 院	十五日
家 森 薬 局	"

足 立 歯 科 医 院	十八日
境港市上道町一八五五 東伯郡赤崎町赤崎 一一四九	十五日

七月三十一日

## 鳥取県告示第六百八十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十一年九月三日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第六百八十六号  
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
前畠洋一	鳥取第三三八号	昭和五十一年八月十三日

**鳥取県告示第六百八十八号**

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年九月三日

鳥取県知事 平林鴻三

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和五十一年八月三十一日	川口薬局	鳥取市賀露町一五三九の一二

**鳥取県告示第六百八十九号**

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年九月三日

鳥取県知事 平林鴻三

倉吉市馬場町字下奥田、字東馬場、字平林及び字道和寺の各一部

**一 作業種類**

基本測量（基準点測量及び一等水準測量）

**二 作業地域**

佐治村、河原町、用瀬町、閏金町及び鳥取市

**三 終了年月日**

昭和五十一年八月十日

**鳥取県告示第六百九十号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第十条第一項の規定に基づき、和田団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月三日

鳥取県知事 平林鴻三

**一 施行者の名称**

鳥取県住宅供給公社

**二 事業施行期間**

昭和五十年二月二十五日から昭和五十三年三月三十日まで

**三 施行地区**

倉吉市馬場町字下奥田の一部

第二工区

四、土地区画整理事業の名称 和田団地地区区画整理事業	四、発川敷地の種類及び数量 土地 四、一一三・七六平方メートル
五、事務所の所在地 鳥取市東町一丁目二百七十一番地	
六、施行認可の年月日 昭和五十年二月二十一日	
七、変更認可の年月日 昭和五十一年八月三十一日	
八、鳥取県告示第六百九十一号 次とのおり発川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。 その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県根雨土木出張所に備え置いて縦覧に供する。	
昭和五十一年九月三日 鳥取県知事 平 林 鴻 三	
一、河川の名称 日野川水系に係る一級河川船谷川	
二、発川敷地が生じた年月日 昭和五十一年四月一日	
三、発川敷地の位置 瀧下一八番五地先まで	

## 正 誤

昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号（林業改善資金の貸付基準の決定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

二 段	正
二 下	誤
マシーン等	ホツトパツク、ローリング ホツトパツク